

博士論文要旨

題 目	言語の不可算性から見る言語学と言語政策 —ポーランドのマイノリティ言語を事例として—
氏 名	貞包和寛
所 属	東京外国語大学大学院総合国際学研究科博士後期課程

本論文は以下の 2 点を目的とする。

1. ポーランドのマイノリティ言語政策が言語学的議論に与えた影響を明らかにすること。
2. ポーランドの言語政策がどのような意図をもって国内のマイノリティ言語を位置づけているかを明らかにすること。

これらの目的を達成するために、本論文は以下の構成を取る。

第 1 章：序論

第 2 章：言語学的分類

第 3 章：政策的分類

第 4 章：結論

以下に、各章の内容を記す。

【第 1 章：序論】

言語をひとつの自律的記号体系と見なし、その体系内部を記述することは、近代言語学の基本的な研究スタンスである。しかし、ある言語学的研究対象（記号体系）を他の体系とは区別される「言語」とすべきか、それともある言語のヴァリエント「方言」とすべきか、しばしば回答が分かれる問題となりうる。「どのような」特徴が「どの程度」異なっていれば独立の「言語」と見なすかという一元的な基準を設けることはできない。かつ言語区分の問題には、その言語の政治的位置付けや歴史的経緯などが反映されることも多い。したがって、言語は原理的に不可算である。しかし我々は、言語学者も含めて、言語を「数えられる実体」として扱うことがほとんどである。不可算のものを可算的に扱うためには、対象を何かしらの方法で分類する必要がある。では、言語を分類するにあたってどのような基準が存在するだろうか。その基準は単一のものではないことは明白であるが、複数あるとすれば、それら相互の関係はどのようなものだろうか。本論文はこのような問題意識を背景に、言語を分類する基準として「言語学」と「言語政策」を取り上げ、両者を対照させる研究である。

言語分類の基準のひとつは言語学である。言語学は言語の不可算性の問いに答えることができない。その理由は先述のとおり、言語を区分する普遍的な基準が言語内部に求められないからである。言語学はむしろ、研究以前の段階で成立している言語分類（〇〇語、〇〇方言）を自明のものとして採用することの方が多。すなわち言語学も、言語に対する一種の予断からは免れていない。この「予断」のなかには、先に述べたような政治的位置付けや歴史的背景はもとより、言語をめぐる社会通念も含まれている。このようにして成立する分類を本論文では「言語学的分類」と呼ぶ。言語学的分類は学問上の基準でもあり、拘束性を備えたルールとしての性格を持つ。

分類の「拘束性」の観点から見ると、言語政策が提示するステータス計画もまた、言語分類の基準と見なすことができる。政治主体（国家や自治体）が法令文書を通じて言語の位置付け（公用語、国家語、マイノリティ言語など）を行うことは多い。このような位置付けは、政治主体による言語の分類である。本論文はこの類の分類を「政策的分類」と呼ぶ。言語学と言語政策はともに、言語を分類することで成立する営為と言えるのである。

本論文では、上記の「分類」の観点から言語学と言語政策を対照させる。この対照に際して、ポーランド共和国内のマイノリティ言語を研究対象として取り出す。概してポーランドは、言語的にはモノリンガルの性質が強い国家の例として挙げられることが多い。しかしモノリンガルの均質性ゆえに、そのなかで「異質」と見なされる現象は際立って現れる。本論文で特に問題とするのが、カシューブ語、シロンスク語、レムコ語の3言語である。カシューブ語とシロンスク語は「ポーランド語の方言」と扱われる場合があり、レムコ語は「ウクライナ語の方言」もしくは「ルシン語の地域変種」と扱われる場合がある。言い換えれば、分類の揺れが顕著に発現している。これら3言語の言語学的分類および政策的分類をめぐる議論は、本論文の関心から見てすぐれた研究材料と言えよう。

【第2章：言語学的分類】

第2章では、研究対象3言語が言語学者によってどのように分類されてきたかを、歴史的側面も含めて考察した。カシューブ語、シロンスク語、レムコ語は、言語学的分類の観点から揺れが大きい言語であることは共通している。しかし揺れの内実は決して一様なものではない。

カシューブ語の言語分類をめぐる議論は19世紀から存在する。すなわち、「独立のカシューブ語」と「ポーランド語カシューブ方言」という見方の対立は100年以上の歴史があり、言語分類が揺れる歴史的土壌が存在すると言えよう。一方でシロンスク語

について言えば、「独立のシロンスク語」という考え方が現れたのは 1990 年代初頭、ポーランドの体制転換（1989 年）以降であることが確認できる。かつ「シロンスク語」という呼称は、その成立背景がすぐれて政治的であるため、実質的に言語学的分類のカテゴリーとして機能していない。しかしながら、シロンスク人（語）のステータス向上を要求する活動（いわゆるシロンスク問題）は一定の政治勢力をなしており、この問題を語る際に「エスノレクト」という言語学的タームが頻繁に出現するという特徴がある。レムコ語の言語学的分類は、ウクライナ語とルシン語というふたつの上位カテゴリーとの関係を考慮する必要がある。「ウクライナ語レムコ方言」はウクライナ方言学の伝統的見方であり、「ルシン語レムコ変種」はスロヴァキア、セルビアなどに居住するルシン人との「同胞」意識のもとに成立する総称的な呼称である。「独立のレムコ語」という見方は、ポーランドの体制転換から現在までの間に、言語学的分類のカテゴリーに定着しつつある。

【第 3 章：政策的分類】

第 3 章では、研究対象 3 言語がポーランドの言語政策（2005 年法令）においてどのように位置付けられているかを概観し、そこにどのような政策的意図があるかを分析した。カシューブ語、シロンスク語、レムコ語の言語政策上の位置付け（政策的分類）はそれぞれに異なっているが、その異なりの背景には政策を設定する側（ポーランド国家）の利害と言語観が根強く反映されている。

カシューブ語の政策的分類は「地域言語」である。この「地域言語」という概念は、2005 年法令では「マイノリティ言語」とは別に定義されている。かつ 2005 年法令の全条文中、言語の呼称は「カシューブ語」のみしか現れない。言語を示すもうひとつの概念である「マイノリティ言語」、および欧州評議会の言語政策と対照すると、「地域言語」という概念がカシューブ語を分類するために作られたことは明白である。これに対してシロンスク語は、2005 年法令ではいかなるステータスも与えられていない。とはいえ、ポーランド側がシロンスク問題を認知していないわけではなく、事実はむしろ逆である。2011 年の国勢調査によると、シロンスクへの帰属意識を表明する者は他の「公的」マイノリティよりはるかに多い。加えてシロンスクには、分離主義的主張を展開する政党もある。これらの背景および政策的分類の根幹にある政治主体の利害に鑑みると、2005 年法令はシロンスク語を敢えて疎外していると考えるのが妥当である。「レムコ語」という名称は 2005 年法令に直接に現れるわけではない。しかしレムコ人が「エスニック・マイノリティ」として挙げられており、各マイノリティは自らの言語を使用する権利を持つ。したがって、「マイノリティ」という概念を経由して、レムコ語は「マイノ

リティ言語」と分類されている。カシューブ語、シロンスク語と比較して、レムコ語の政策的分類に特別な意図はなく、現状追認の性格が強い。この点は、レムコ人（語）がポーランド人（語）と「異質」であることが歴史的にも明白であり、かつ数的にも非常に小規模の集団であることが影響しているものと思われる。レムコ人（語）に何らかのステータスを与えたとしても、それはシロンスク問題のような「脅威」にはなりえない。よってレムコ人（語）へのステータス認可は、当該のマイノリティ集団（レムコ人）とポーランドの利害が一致した結果と言えよう。

【第 4 章：結論】

第 4 章では、第 2 章と第 3 章の分析を統合し全体の結論を導いた。以下に、冒頭の「目的」に対応する形で、本論文の結論を示す。

1. 政策的分類が言語学的分類に与えた影響

2005 年法令が研究対象 3 言語に対して行う分類はそれぞれに異なっており、その背後には政治主体の利害を読み取ることができる。カシューブ語の場合、政策的分類が（程度の差はあれ）言語学的分類により追認されている部分が多い。シロンスク語の場合は、「言及しない」という政策的分類により、言語学的分類のカテゴリーの一部（エスノレクト）が変容した点が認められる。レムコ語の場合は、ポーランドの言語政策の利害とは離れたところにあり、言語学的分類における政策的分類の直接的影響は見られない。

2. 言語学的知見を用いた 2005 年法令の記述

3 言語の言語学的分類の議論を追うことで、2005 年法令の性質をより明確に記述することができた。同法令は、「ポーランド語中心主義」とも言うべきステータス計画の基本方針と、「多言語主義（およびその対外的アピール）」の狭間にあって、マイノリティ言語ではなくポーランド語の利害を調整する役割を果たしている。

言語に関する研究は、言語そのものが政治的操作の対象であるために、政治的出来事や政策から一定以上の影響を受けると考えられる。本研究で取り上げた事例からも、言語学的分類が政策的分類を追認したり、反駁を通じて変質したりすることが判明した。また同時に、言語学的分類をめぐる言説を精査するなかで得られた知見が、政策的分類の（表層的には現れない）意図を解明する足がかりともなった。

以上より、本論文で行った「分類という観点からの言語学と言語政策の対照研究」は一定の成果を挙げたと言える。